九　特定損害等　特定損害及び特定費用をいう。

十　特定損害保険契約　特定タンカーごとに締結される、特定タンカー所有者が特定損害の賠償の責めに任ずる場合又は特定タンカー所有者が特定費用を支払うべき場合においてその賠償の義務の履行又は費用の支払により当該特定タンカー所有者に生ずる損害（以下「特定タンカー所有者損害」という。）を**塡**補する保険契約であって、次に掲げる要件を満たすものをいう。

イ　保険金額が、当該保険契約について再保険の引受けが行われないことによる保険者の保険金の支払能力を勘案して政令で定める金額以上のものであること。

ロ　二千トンを超えるばら積みの原油の輸送の用に供する特定タンカーについて締結されるものにあっては、油賠法第十四条第一項、第二項及び第四項の規定に適合するものであること。

十一　特定賠償義務履行担保契約　特定損害保険契約の保険者（以下「特定保険者」という。）がその被保険者である特定タンカー所有者との間で特定タンカーごとに締結する契約であって、特定タンカー所有者が特定損害の賠償の責めに任ずる場合又は特定タンカー所有者が特定費用を支払うべき場合において特定損害等（当該特定損害保険契約により**塡**補される特定タンカー所有者損害に係るものを除く。）についてその賠償の義務の履行及び費用の支払を担保するもの（次に掲げる要件を満たすものに限る。）をいう。

イ　賠償の義務の履行及び費用の支払が担保されている特定損害等の種類が、当該特定損害保険契約において**塡**補することができることとされている特定タンカー所有者損害に係る特定損害等の種類と同一のものであること。

ロ　賠償の義務の履行及び費用の支払が担保されている特定損害等の金額が、タンカーに係る保険契約の保険金額の国際的な水準を勘案して政令で定める金額から当該特定損害保険契約の保険金額を控除した金額（以下「担保上限金額」という。）を超えないものであること。

ハ　二千トンを超えるばら積みの原油の輸送の用に供する特定タンカーについて締結されるものにあっては、当該特定損害保険契約と併せて油賠法第十四条の規定に適合するものであること。

ニ　手数料その他これに類する名目で特定タンカー所有者が特定保険者に支払う金銭の額が、当該契約の締結及び履行のために要する費用の額に相当する金額を超えないものであること。

十二　総トン数　油賠法第七条に規定する総トン数をいう。

（特定保険者交付金交付契約）

第三条　政府は、特定タンカー所有者で特定賠償義務履行担保契約を締結しているものを相手方として、特定タンカーごとに、特定保険者が当該特定賠償義務履行担保契約に基づく義務の履行としての金銭の支払をする場合に、政府が当該特定保険者に対し当該特定保険者が支払う金銭（以下「交付対象金銭」という。）の額に相当する金額の交付金（以下「特定保険者交付金」という。）を交付することを約し、特定タンカー所有者が納付金を納付することを約する契約（以下「特定保険者交付金交付契約」という。）を締結することができる。

2　政府が特定保険者交付金交付契約により同一の事故から生じた特定損害のうち次の各号に掲げるものに該当するものに係る交付対象金銭についての特定保険者交付金を交付する場合において、当該交付対象金銭の額が当該各号に定める金額を超えるときは、当該各号に定める金額を当該交付対象金銭の額として、前項の規定を適用する。

一　タンカー油濁損害のうちこれに基づく債権について油賠法又はこれに相当する外国の法令の規定により特定タンカー所有者がその責任を制限することができるもの（以下この号及び次号において「特定油濁損害」という。）であって、総トン数五千トン以下の特定タンカーの特定運航に伴って生じたもの　油賠法第六条第一号の金額から特定損害保険契約により当該特定油濁損害に係る特定タンカー所有者損害の**塡**補として支払われる金額に相当する金額を控除した金額

二　特定油濁損害であって、総トン数五千トンを超える特定タンカーの特定運航に伴って生じたもの　油賠法第六条第二号の規定により算出した金額から特定損害保険契約により当該特定油濁損害に係る特定タンカー所有者損害の**塡**補として支払われる金額に相当する金額を控除した金額

三　非油濁損害のうちこれに基づく債権について船舶の所有者等の責任の制限に関する法律（昭和五十年法律第九十四号。以下この項において「責任制限法」という。）又はこれに相当する外国の法令の規定により特定タンカー所有者がその責任を制限することができるもの（以下この項において「特定非油濁損害」という。）であって、総トン数二千トン以下の特定タンカーの特定運航に伴って生じたもの（責任制限法第七条第一項第一号に規定する場合におけるものに限る。）同号イの金額から特定損害保険契約により当該特定非油濁損害に係る特定タンカー所有者損害の**塡**補として支払われる金額に相当する金額を控除した金額

四　特定非油濁損害であって、総トン数二千トン以下の特定タンカーの特定運航に伴って生じたもの（前号に掲げるものを除く。）責任制限法第七条第一項第二号イの金額から特定損害保険契約により当該特定非油濁損害に係る特定タンカー所有者損害の**塡**補として支払われる金額に相当する金額を控除した金額

五　特定非油濁損害であって、総トン数二千トンを超える特定タンカーの特定運航に伴って生じたもの（責任制限法第七条第一項第一号に規定する場合におけるものに限る。）同号ロの規定により算出した金額から特定非油濁損害に係る特定タンカー所有者損害の**塡**補として支払われる金額に相当する金額を控除した金額

六　特定非油濁損害であって、総トン数二千トンを超える特定タンカーの特定運航に伴って生じたもの（前号に掲げるものを除く。）責任制限法第七条第一項第二号ロの規定により算出した金額から特定損害保険契約により当該特定非油濁損害に係る特定タンカー所有者損害の**塡**補として支払われる金額に相当する金額を控除した金額

（特定保険者交付金交付契約の期間）

第四条　特定保険者交付金交付契約の期間は、その締結の時からその時の属する会計年度の末日までとする。

（納付金）

第五条　納付金の金額は、一年当たり、タンカーに係る保険契約の保険料の金額の国際的な水準を勘案して政令で定める金額とする。

（特定保険者交付金）

第六条　政府が特定保険者交付金交付契約により交付する特定保険者交付金の金額は、当該特定保険者交付金交付契約の期間内における特定運航に伴って生ずる特定損害等に係る交付対象金銭について担保上限金額を限度とする。

（特定保険者交付金交付契約の締結の限度）

第七条　政府は、一会計年度内に締結する特定保険者交付金交付契約に係る担保上限金額の合計額が会計年度ごとに国会の議決を経た金額を超えない範囲内で、特定保険者交付金交付契約を締結するものとする。

（通知）

第八条　特定保険者交付金交付契約の相手方である特定タンカー所有者は、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、特定運航の開始日時を政府に対し通知しなければならない。

（報告の徴収）

第九条　政府は、この法律の施行に必要な限度において、特定保険者交付金交付契約の相手方である特定タンカー所有者に対し、特定運航の状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

（時効）

第十条　特定保険者交付金の交付を受ける権利は、三年間行わないときは、時効によって消滅する。

（代位等）

第十一条　政府は、特定保険者交付金交付契約により特定保険者交付金を交付した場合において、当該特定保険者交付金の交付を受けた特定保険者が第三者（当該特定保険者交付金交付契約の相手方である特定タンカー所有者を含む。